

概要版

横瀬町子ども・子育て支援事業計画



平成 27 年 3 月

横瀬町

1. 計画策定の趣旨

本町では、平成 21 年度に「横瀬町次世代育成支援地域行動計画（後期行動計画）」を策定し、地域で安心して子育てができ、また、これからの社会を担っていく子どもたちが健やかに成長できるよう、魅力あるまちづくりを進めてきました。

しかしながら、依然として子どもや子育てをめぐる環境の現実は厳しく、近年の家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。また、主要都市を中心とした保育所（園）における待機児童の解消が喫緊の課題となっており、仕事と子育ての両立を支援する環境の整備が求められています。

こうした背景を踏まえながら、本町における子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境づくりをより一層進めるため、「横瀬町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2. 計画の位置づけと期間

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

本計画は、新制度が本格的にスタートする平成 27 年度を初年度として、平成 31 年度までの5年間の計画とします。また、毎年、計画の進捗状況を把握し、必要に応じ計画の見直しを図ります。

○計画の期間

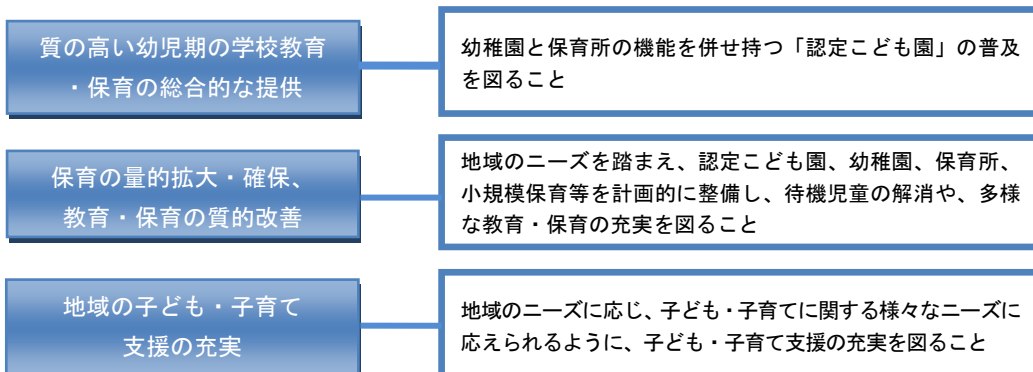
平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
横瀬町次世代育成支援地域行動計画（後期行動計画）					横瀬町子ども・子育て支援事業計画				

【子ども・子育て関連3法と子ども・子育て支援新制度の主な内容】

平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。新制度では、「子どもの最善の利益」が実現される社会との考え方を基本指針とし、すべての家庭が安心して子育てができ、育てる喜びを感じられるために、子育て中のすべての家庭を対象として、幼児教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進することをめざしています。

新制度の創設に関する次の3つの法律を合わせて、「子ども・子育て関連3法」と呼ばれています。

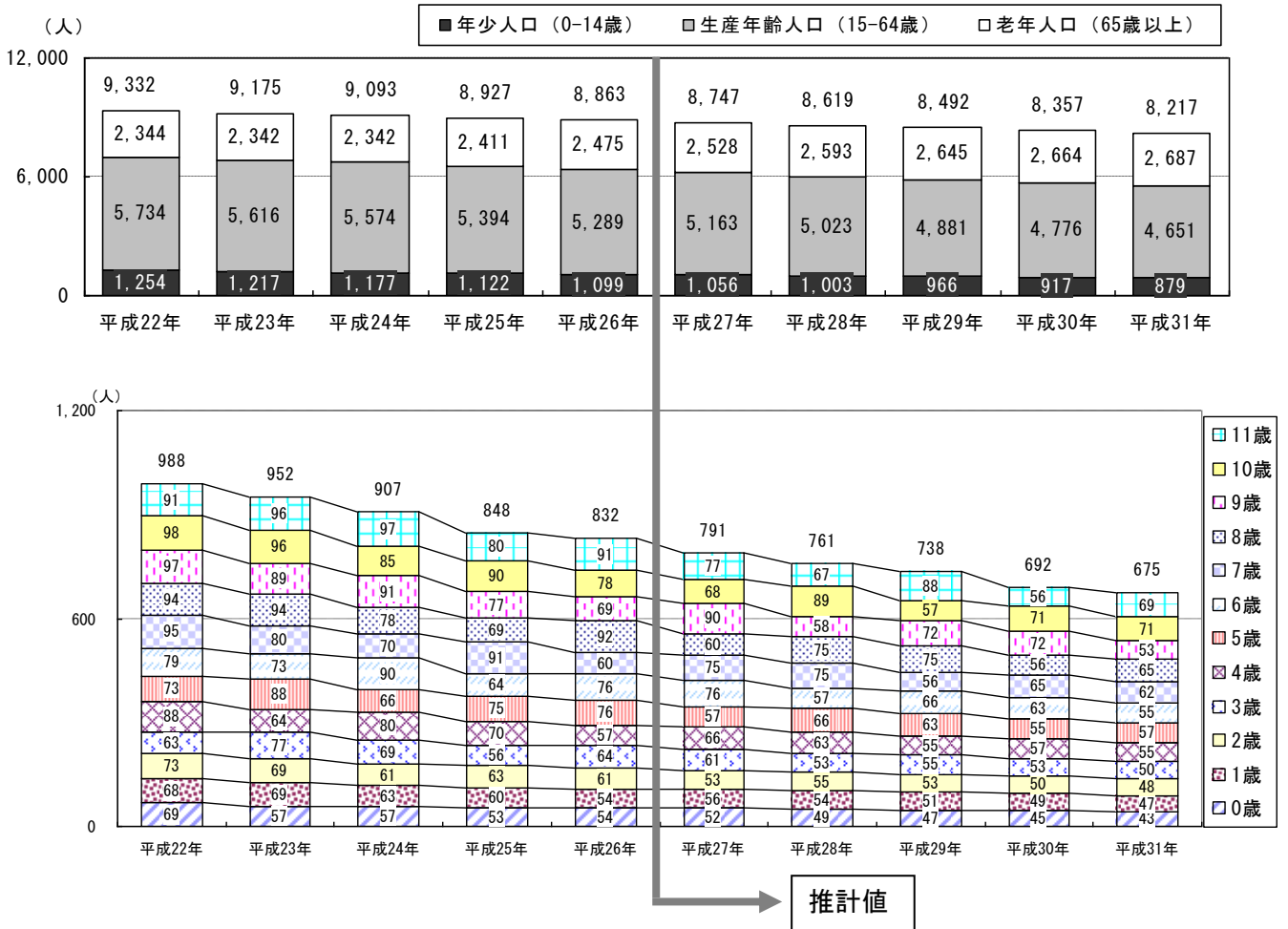
1. 子ども・子育て支援法
2. 認定こども園法の一部を改正する法律
3. 関係法律の整備等に関する法律（児童福祉法等の改正）



3. 本町の子ども・家庭の現状

本町の総人口は減少しており、今後もこの傾向は続くと思込まれます。また、本計画の対象となる0～11歳までの児童数においては、年々減少しており、引き続き減少が継続と予測されます。

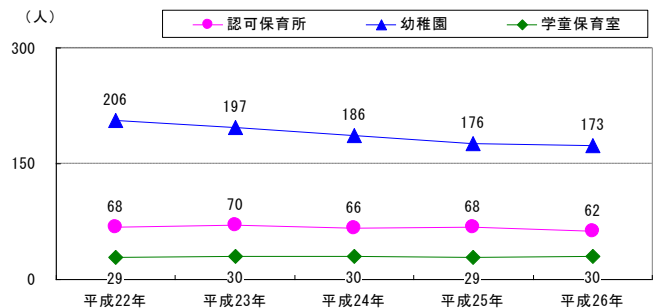
○人口の推移と児童数の推移



認可保育所入所児童数、学童保育室利用児童数、幼稚園就園児童数は横ばいとなっています。

核家族化の進行や女性の就業率の増加などを背景として、教育・保育サービスのニーズが高まっており、今後も安心して教育・保育サービスが利用できる環境が求められています。

○認可保育所、幼稚園、学童保育室の利用状況



4. 計画の基本理念

本町では、次世代育成支援地域行動計画の理念を踏襲し、引き続き「人と自然と文化が織りなす、“よこぜ”は子どもの未来を拓く」を基本理念として、子ども・子育て支援を推進します。

人と自然と文化が織りなす、
“よこぜ”は子どもの未来を拓く

5. 基本目標

『人と自然と文化が織りなす、“よこぜ”は子どもの未来を拓く』の推進にあたり、次の5つを基本目標として設定します。

基本目標 1

すべての子ども・子育て家庭の支援

すべての子育て家庭のために、利用者のニーズを踏まえた保育サービスの充実を図るとともに、子育てをする親同士の相談や交流の場の提供など地域社会が積極的に子育てをサポートする温かい地域づくりの形成を目指し、子育て家庭を地域で支えあえるネットワークづくりを推進していきます。また、児童の健全育成を推進します。

さらに、子育て家庭に配慮した企業の取り組みが促進されるよう働きかけていくとともに、男性を含めた働き方の見直しを促進し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる地域社会づくりを推進します。

- (1) 教育・保育サービスの充実
- (2) 地域における子育て支援サービスの充実
- (3) 地域における子どもの居場所づくり
- (4) 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備
- (5) 子育てに対する経済的支援



基本目標 2

母子の健康の維持及び増進

安心して子どもを産み育てることができる環境の整備、乳幼児に対する健康診査と事後指導や相談体制の充実、小児特有の疾病に対応した専門医療機関との連携を図るなど、母子保健の充実を図ります。

- (1) 妊婦等に対する保健・医療の充実
- (2) 乳幼児の成長・発達支援と食育の推進

基本目標 3

要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

すべての子どもの人権が尊重され、また、だれもが身近な地域で自立した生活ができるよう、支援を必要とする児童・家庭へのきめ細かな取り組みを推進します。

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) 障がい児施策の充実
- (3) ひとり親家庭等の自立支援の推進

基本目標 4

健やかな成長を支える教育環境の整備

子どもが心身ともに健やかに成長し、次代の親として豊かな心を持った大人に育つよう、学校教育を充実させるとともに、家庭や学校、地域社会の十分な連携のもとで、家庭や地域の教育力の向上を図ります。また、子どもを取り巻く有害環境対策も推進します。

- (1) 子どもの生きる力をはぐくむ学校教育の推進
- (2) 家庭や地域の教育力の向上

基本目標 5

安心して子育てができる生活環境の確保

子育て家庭にやさしい地域の道路交通環境、公共施設等の整備を推進するとともに、関係機関・団体等との連携を強化しながら、子どもが安心して暮らすことのできる環境づくりを推進します。

- (1) 子どもの安全の確保
- (2) 子育てを支援する生活環境の整備

6. 教育・保育提供区域における量の見込みと確保の方策

子ども・子育て支援法で定められた「幼児期の教育・保育」および「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保の方策を定め、計画期間に確保します。

(1) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法の規定に基づく本町の教育・保育提供区域は、町全体を1区域として設定します。

(2) 教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策

子ども・子育て支援法では、特定教育・保育施設利用のための認定及び保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなります（同法第19条）。その際の認定の区分についてまとめると下記のとおりとなります。

各認定区分における教育・保育施設における必要な施設利用定員の確保を図ります。

また、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、翌年度の事業展開に活かしていくものとします。

■認定区分

区分	年齢	対象事業
1号認定	3～5歳	幼稚園・認定こども園
2号認定	3～5歳	保育所・認定こども園
3号認定	0歳、1・2歳	保育所・認定こども園、地域型保育



■教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策

認定区分	対象事業	平成31年度（計画終了年度）までに必要な施設定員を確保します。	
		見込量	確保量
1号認定 （3～5歳児教育）	幼稚園、認定こども園	159人	269人
2号認定 （3～5歳児保育）	幼稚園、認定こども園		
	保育所（園）	47人	67人
3号認定 （1・2歳児保育）	保育所（園）・認定こども園、家庭的保育事業等	33人	55人
3号認定 （0歳児保育）	保育所（園）・認定こども園、家庭的保育事業等	7人	8人

※町外居住児童の町外施設利用及び町外居住児童の町内施設利用含む

(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

すべての子育て家庭を支援するため、地域子育て支援拠点事業や一時預かり、放課後児童クラブなど、地域のニーズに応じたさまざまな子育て支援を行う事業です。ニーズに応じて体制を充実していきます。

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

事業	事業の内容	平成31年度（計画終了年度）	
		見込量	確保量
①時間外保育（延長保育）	保育所等で、通常の利用時間以外の時間において、保育を行う事業	1ヶ所 25人日/月	1ヶ所 25人日/月
②放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が労働等で昼間家庭にいない小学生に、放課後の居場所を提供する事業	1ヶ所 30人	1ヶ所 50人
③子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により、児童養護施設等において必要な保護を行う事業	1ヶ所 8人回/年	1ヶ所 8人回/年
④地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	乳幼児及びその保護者の交流の場を設け、子育ての相談、情報の提供、助言等を行う事業	3ヶ所 5,510人回/年	3ヶ所 5,510人回/年
⑤一時預かり事業	乳幼児を幼稚園、保育所等で一時的に預かる事業	幼稚園・認定こども園の在園児を対象 1ヶ所 7,128人日/年	1ヶ所 7,128人日/年
		在園児以外を対象 1ヶ所 41人日/年	1ヶ所 41人日/年
⑥病児・病後児保育事業	病気や病後の子どもを病院・保育所に付設された専用スペース等で一時的に保育する事業	1ヶ所 28人日/年	1ヶ所 28人日/年
⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート）	乳幼児や小学生等の保護者が子どもの預かり等を希望する際に利用する事業	5人日/年	5人日/年
⑧利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等について、情報提供や相談・助言等を行う事業	3ヶ所	3ヶ所
⑨妊婦健康診査	妊婦に対する健康診査等を実施する事業	560人	560人
⑩乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等を把握する事業	43人	43人
⑪養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、指導・助言等を行う事業	25人	25人
⑫要支援・要保護児童支援事業	要保護児童対策地域協議会の機能強化を図る事業	8回	8回

7. 計画の推進に向けて

(1) 推進体制の充実

子ども・子育て支援施策を総合的に推進するため、健康づくり課を中心に庁内各部門の連携体制を確保します。また、子どもや子育て支援に関わる保健・医療・福祉、教育分野や所管課のネットワークの構築を進め、地域ぐるみで推進します。

(2) 子ども・子育てをみんなで支える協働体制づくり

この計画の実現に向けては、行政はもちろんのこと、地域団体や企業、家庭等がそれぞれに役割を分担して、連携・協力していくことが大切です。

町民一人ひとりが積極的に子ども・子育て支援に関わりを持つことはもちろん、町外の人でも仕事やボランティアなどで町に関わりのある人を町民としてとらえ、地域社会全体で子どもの健やかな成長を温かく応援する協働体制づくりを推進します。

◎家庭の役割◎

子育ての基本は家庭であるとの基本認識のもとに、子どもをひとりの人格をもった人間として尊重し、しつけ、子育てを男女が協働して行います。

◎行政の役割◎

子ども・子育て支援について広く町民に知らせるとともに、国や県、地域団体や家庭等と連携・協力を図りながら、実施主体として計画を推進します。

◎地域の役割◎

子どもの見守りや様々な子どもや子育て家庭を対象とした事業に積極的に関わりをもち、ボランティア活動、NPO活動などへの参加の拡大を図っていきます。

(3) 計画の評価

毎年、定期的に計画の進捗状況を把握し、年度ごとの関連事業の進捗状況を踏まえつつ、取り組みを評価していきます。

また、計画年度において、社会情勢等を考慮した上で、資料・情報に基づき事業の点検と評価を行います。

横瀬町子ども・子育て支援事業計画 **概要版**

(平成 27 年 3 月)

発
編

行／横瀬町
集／横瀬町 健康づくり課

〒368-0072 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬 4545 番地
TEL 0494-25-0116

